附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（就労定着支援に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第六条の十の二に規定する就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用されている者にあっては、新規則第六条の十の三の期間は、同条の規定にかかわらず、同条の期間から当該事業所に雇用されている期間（当該期間が三年を超えるときは、三年間とする。）を除いた期間（その期間に一月未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）とする。

（様式の経過措置）

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第二十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　人件費算定基礎額　二百六十八万五千円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一(1)、(3)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　物件費算定基礎額　百二十七万千円に、市町村の地域の区分による別表第一(2)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三・四　（略） **別表第一**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.069 2級地　0.067 3級地　0.067 4級地　0.065 5級地　0.065 6級地　0.063 7級地　0.061 無級地　0.060 備考　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　人件費算定基礎額　二百六十五万九千円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一(1)、(3)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　物件費算定基礎額　百三十二万五千円に、市町村の地域の区分による別表第一(2)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三・四　（略） **別表第一**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.073 2級地　0.072 3級地　0.071 4級地　0.070 5級地　0.069 6級地　0.067 7級地　0.065 無級地　0.064 備考　（略）